

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問29（情）第1号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年6月16日（以下「請求年月日」という。）、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、請求年月日までに県庁敷地内の横断歩道白線の補修を県民から求められたこと、その判断及び業務に関する進捗状況等が分かる全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である総務局総務課及び総務局財産管理課は、本件請求の対象となる行政文書を各々作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下総務課の決定を「本件処分」といい、財産管理課の決定を「別件処分」という。）を行い、平成29年6月30日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私が以前県庁教育委員会側の白線が消えていることを申立てた後、一部しか白線の補修が行われなかった理由を総務課〇〇氏（以下「総務課担当職員」という。）に伺ったが、現在まで回答がなかったため、実際に本庁舎入口の白線を直接指し示し、総務課担当職員に説明を求めたものであるが、現在も説明がなく、必ず文書は存在するはずである。
- (2) そもそも補修の判断基準部署に対する説明を求めていたものについて、総務課担当職員に説明を求め、現在も回答を得ていない。かなり前のことを頭の中で記憶し続ける証明や記録がなければ説明できない。よって、対象となる行政文書が存在しない証明は理由がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

「庁舎敷地内の横断歩道の補修を県民から求められた」事実があったことについては、総務課担当職員が記憶している。

審査請求人が「以前県庁教育委員会側の白線が消えていることを申立てた」と主張する事案が上記と同一のものであれば、当時の対応状況は次のとおりである。

- (1) 総務課担当職員が財産管理課職員に対し、県庁構内における横断歩道白線の補修に関する意見があったことについて、電話により連絡を行った。
- (2) 併せて、総務課担当職員が財産管理課職員に対し、県庁構内における白線等の修繕に係る判断基準の有無について確認を行ったところ、そのような基準は存在せず、個別具体的な判断により修繕を行っているとの回答を得た。

本件は、総務課担当職員が財産管理課職員に対し、上記(1)の連絡と(2)の確認を行ったにとどまるものであるため、特に文書で記録を残していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、請求年月日までに県民から県庁構内の横断歩道白線（以下「白線」という。）の補修を求められたこと（以下「本件要望」という。）、白線の補修に係る判断基準（以下「本件判断基準」という。）及び白線の補修の業務に関する進捗状況等が分かる文書の開示を求めたものであり、審査請求人は、開示請求書に添付した県庁舎配置図によって、白線のうち、南館から西側へ向かう白線（以下「本件白線」という。）を特定していた。

これに対し、総務課は主として本件要望及び本件判断基準が分かる文書について、財産管理課は主として白線の補修の業務に関する進捗状況等が分かる文書について、それぞれ作成又は取得していないとして、本件処分及び別件処分を行ったものである。

審査請求人は本件処分に対し、自らが以前県庁教育委員会側の白線が消えていることを申立てたが、その一部しか補修が行われなかったことから、その理由について総務課職員に説明を求めたが、現在まで回答がないため、実際に本件白線を直接指し示しながら説明を求めたのに対し、現在まで説明、回答がないことから、本件要望及び本件判断基準について説明するための文書が存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、総務課職員が県民から白線の補修を求められた事実について記憶しているとした上で、その事実に係る対応として、当該総務課職員は、本件要望を白線の補修の所掌部署である財産管理課職員に連絡し、併せて、本件判断基準の有無について財産管理課職員に確認したが、これらの連絡、確認は口頭により行っており、文書で記録は残していない旨説明する。

また、実施機関によれば、総務課に寄せられた他部署の所掌事務に関する県民等からの要望、意見、説明の求めについては、原則として所掌部署への引継ぎ、所掌部署の紹介又は所掌部署への連絡等によって対応しているということであった。そうすると、本件要望や本件判断基準に関して所掌部署に連絡、確認したことは、通常どおりの対応であり、特段不自然ではない。

ところで、この連絡、確認の際に総務課が聞取票等の文書を作成していれば、本件請求の対象となると考えられるため、当審査会において実施機関に確認したところ、審査請求人による本件要望については、本件白線を明示した上で、当該箇所を補修してほしいという要望であり、文書によらずとも電話連絡により所掌部署へ伝達することが可能であり、それで十分であると考えたということであり、また、本件判断基準については、所掌部署に対しその有無を確認したところ、「基準はなく個別具体的な判断による」という回答であったため、文書に残す必要はなく、県民への伝達も口頭によるもので十分であると考えたということであった。

一方、審査請求人は、説明を求めたことについて未だ回答を得ていないから、説明する内容を記録した文書が存在するはずである旨主張するので、この点について実施機関に確認したところ、実施機関としては既に審査請求人に回答したと認識しているとのことであった。

そうすると、本件要望に関する総務課の対応は完了しており、その後には再検討する必要性も認められないことから、本件要望に関して記録を残す必要はなく、文書を作成しなかったという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、本件請求の開示請求書の記載から、審査請求人によるものに限らず、請求年月日までに実施機関に対して県民から県庁構内の白線の補修を求められたことについて聞取書等が存在すれば、対象文書となると考えられるため、当審査会において当該文書の存否について実施機関に確認したところ、保有する聞取書等を保存するファイル等を探索したが、白線の補修に関するものはなかったということであった。

以上のことから、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------------|--------------|
| 29. 8. 22 | ・ 諮問を受けた。 |
| 30. 3. 22 (平成 29 年度第 12 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 30. 4. 23 (平成 30 年度第 1 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

| | |
|--------------------|------------|
| 井 上 嘉 仁 | 広島大学大学院准教授 |
| 松 本 亮 (部 会 長) | 弁護士 |
| 横 山 美 栄 子 | 広島大学教授 |